

建設発生木材の取扱い

1. 建設発生木材の取扱い規定

「島根県建設工事積算基準書」 第Ⅰ編総則 第2章工事費の積算 ②間接工事費 2 共通仮設費 2-3 準備費ならびに「島根県建設副産物処理要領」7. 建設副産物の利用（再資源化）の促進（3）建設発生木材の工事現場からの搬出 により取り扱うこと。本取扱いはこれらの規定を補完するものである。

2. 建設発生木材の再資源化施設での処理単価について

「建設副産物受入単価」を適用すること。なお、単価の設定条件と著しく異なることが判明した場合は、理由を整理の上で見積等を徴収し、適切な処分費を計上すること。

3. 建設発生木材の設計積算について

- ① 伐採（胸高直径5 cm 以上の樹木をチェーンソー等で切り倒す作業）と、それに伴う現場内の集積・運搬トラックへの積込作業については、その費用を準備費に積上げ計上する。また、伐採により発生した根株の除去、現場内の集積・運搬トラックへの積込作業については、現地状況を踏まえ、必要に応じて見積により積上げ計上を行うこと。
- ② 伐開（胸高直径5 cm 未満の雑木等の除去）、除根、除草と、それに伴う現場内の集積・運搬トラックへの積込作業については共通仮設費率に含まれるため、積上げ計上しない。
- ③ 上記①②いずれの場合も、再資源化施設等までの運搬費並びに処分費は、準備費に積上げ計上すること。

（県積算基準 第Ⅰ編第2章②2 共通仮設費 2-3 準備費 によること）

- ④ 運搬費はダンプトラックによる台数、処分費は重量(t)又は体積(m³)により積算すること。

<当初設計時>

- ⑤ 建設発生木材は、有価物として利用又は売却することを優先し、廃棄物処分の減量化に努めること。
- ⑥ 当初設計時は、以下のいずれかにより処分量の概算数量を決定する。
 - ・ 取得補償に係り、毎木調査を行った場合はその量
 - ・ 過去の実績からの推定量
 - ・ 伐採見積を徴収する場合は、併せて業者に概算処分量の報告を依頼し、その量
 - ・ 「取得補償を行った場合の立木処理の見積徴収方法及び積算方法」（通知）により、概算歩掛を用いる場合は、「伐採作業等に係る伐採歩掛（案）の7.歩掛採用数値」に記載の体積
- ⑦ 運搬は普通ダンプトラックで行うこととする（当初は特殊ダンプで設計しない）。トラックの規格を現場条件により設定し、1台あたりの運搬体積を仮定して積算に反映する。
2 t : 1.8 m³、4 t : 2.3 m³、10 t : 5.8 m³として積算してもよい。（（参考資料）参照）
- ⑧ ダンプトラックの積算における時速は30 km/h とし、再資源化施設等までの往復距離(km)を30 km で除して、運搬にかかる時間単位（小数第2位を四捨五入し、小数第1位止め）で積算すること。

<契約後>

- ⑨ 監督員は、受注者が施工計画書に記載した建設発生木材の搬出処理計画（使用するダンプトラック規格、荷台寸法、搬入施設等）を確認すること。搬出処理計画が妥当なものと認められる場合は、工事打合簿で変更計画の協議を受けた上で、設計変更の対象とする（例として、運搬車両について、特殊ダンプトラックの利用、複数の規格の併用、現場条件による規格の変更等）。なお積算上、搬入施設については、正当な理由がなければ変更しない。
- ⑩ 建設発生木材の運搬に先立ち、ダンプトラック 1 台あたりの運搬量を確認するため、受注者は、運搬車両の規格、荷台寸法毎に、1 台あたりの荷台容量（体積）が確認できる写真（空の荷台に縦横高さのスケールをあてたもの）を撮影し、ダンプトラック 1 台あたりの運搬体積を定めて、工事打合簿で報告すること。なお、施工計画書に写真の添付と運搬体積の記載があり確認できる場合は、打合簿の提出は省略可能とする。

＜精算時＞

- ⑪ 運搬費（運搬台数）の精算にあたり、発注者は、受注者に「(様式) 建設発生木材運搬集計表」の提出を求めること（建設廃棄物の処理に関する特記仕様書の 3. で提出することとなっている「集計表」の様式はこれを指す）。

この際、併せてマニフェスト原本の提示を求め、提示されたマニフェスト（D 票もしくは E 票）と、集計表の整合性を確認すること。

- ⑫ 運搬費の精算変更は以下による

【マニフェストの実績量が空 m^3 の場合】

マニフェストを集計した処分実績量（空 m^3 ）を、使用するダンプトラック 1 台あたりの運搬体積（⑩で確認したもの）で除して台数を算出する。

【マニフェストの実績量が t 単位（重量）の場合】

トラックの規格ごとに、満載の状態でトラックスケールに乗った写真及びその重量がわかる写真を添付し、使用するダンプトラック 1 台あたりの運搬体積（⑩で確認したもの）に対応する重量（t）を決定する。その上でマニフェストの総処分実績量（t）を、1 台あたりの対応重量で除して台数を算出する。

なお、いずれの場合も算出台数より実績運搬台数の方が少ない場合は、実績運搬台数で設計変更を行うこと。

また、上記の算出方法に寄りがたい場合は、発注者と協議の上精算台数を決定すること。

- ⑬ 処理費については、マニフェストに記載される処分実績量により精算すること。

4. 適用年月日

令和 6 年 4 月 1 日以降に起案する工事および変更指示する工事

令和 6 年 6 月 1 日以降に準備工に着手する工事

(参考資料) 主要メーカー 普通ダンプトラック荷台寸法・容量 (R 5 年度末時点)

すべて平ボディ・標準キャビン

【2 t】	荷台寸法 (mm)	荷台容量 (m ³)	平均値 (m ³)	決定値 (m ³)
メーカー①	3120×1620×380	1.92	1.75	1.8
メーカー②	3050×1600×320	1.56		
メーカー③	3100×1600×320	1.59		
メーカー④	3120×1620×380	1.92		

【4 t】	荷台寸法 (mm)	荷台容量 (m ³)	平均値	決定値 (m ³)
メーカー①	3400×2060×320	2.24	2.29	2.3
メーカー②	3400×2060×320	2.24		
メーカー③	3400×2060×340	2.38		

【10 t】	荷台寸法 (mm)	荷台容量 (m ³)	平均値	決定値 (m ³)
メーカー①	5100×2200×530	5.95	5.75	5.8
メーカー②	5100×2200×510	5.72		
メーカー③	5100×2200×510	5.72		
メーカー⑤	5100×2200×500	5.61		